

第Ⅱ部 地震・津波対策

第1節 日常の地震・津波対策

1 学校施設の安全管理

(1) 学校施設の安全点検

① 定期的な校舎の安全点検の実施

ア 安全点検カード等を利用し、毎月1回は安全点検を行う。

イ 不備・不具合は、放置せず、早期に修繕・交換する。

② 転倒物、重量物等の転倒防止対策

ア 教室の点検（テレビ、電子黒板、スクリーン、棚、ロッカー上の荷物 等）

イ 廊下や階段の点検（掲示物、展示物、電灯 等）

ウ 職員室の点検（戸棚、パソコン、書庫 等）

エ 灯油や薬品等の保管場所の点検

(2) 学校施設設備の状況の整理

ア ライフライン関係図面（水道配管図・電気配線図・ガス配管図）の整理、定位置確認

(3) 生活用水、防火用水の確保

ア プールの水を満水にしておく。→いざという時の生活用水に

(4) 校内放送ができない場合（停電等で）の準備

ア ハンドマイク（複数）を常時使えるよう点検を行う。

(5) 防災地図（ハザードマップ）等による地域の実態把握

① 通学路や地域の危険箇所を把握する。

ア 倒壊するおそれのあるもの〈ブロック塀、自動販売機、石灯笼等〉

イ 落下するおそれのあるもの〈広告、看板等〉

ウ 浸水するおそれのある場所〈河川・用水路流域等〉

※ 児童生徒が通学路や学区の危険な場所について調べ、防災マップづくりをするとよい。

② 学区の災害リスクを把握する。（Ⅱ-4 参照）

ア 地理的環境から

・埋立地→液状化災害のリスク、東京湾沿岸地域では津波災害のリスク

・低地→地震による建物倒壊のリスク、東京湾沿岸地域では津波災害のリスク

・急傾斜地・崖→地震による土砂崩壊のリスク

イ 周辺の住宅等の環境から

・木造住宅の密集→災害時火災延焼のリスク

・高層建築→災害時倒壊やガラス落下等のリスク

ウ 近隣施設等の環境から

・ターミナル駅に近い→災害時の交通遮断等による帰宅困難者の集中

③ 広域避難場所までの経路や道順の確認

《準備しておくもの》

名簿関係（児童生徒名簿、引き渡しカード、PTA役員一覧、近隣教育機関等の連絡先一覧）

避難経路図

ハザードマップ（危険地区の記載されているもの）

ハンドマイク 立入禁止の張り紙、トラロープ、ガムテープ等

水・食糧 懐中電灯・電池 救急薬品 ラジオ

避難者受入用品（避難者名簿、毛布、備蓄食糧、飲料水等）

ヘルメット、軍手、折りたたみ水タンク等

第Ⅱ部 地震・津波対策

2 避難訓練・防災教育の充実

(1) 避難訓練

避難訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童生徒が目的を理解しながら行うことが重要である。また、通常の避難訓練に加え、引き渡しを兼ねた訓練や避難場所を考慮した訓練など、より実践的な訓練を行い、児童生徒が危機を回避する能力を養うと共に、教職員の判断力やリーダーシップを育てることも必要である。

なお、避難訓練を実施する場合には、学校や地域の実態を考慮し、あらかじめ関係者への連絡を徹底した上で行うようにすることが重要である。

【より実践的な避難訓練】

□保護者への引き渡しを兼ねた訓練

- 1) 保護者にあらかじめ連絡を行った上で、避難訓練の後に保護者への引き渡しを行う。その際に、引き渡しカードにあらかじめ記載された人物（保護者や保護者が指名した人）を確認の上で引き渡す。
- 2) 連絡については、事前の連絡以外に、当日、メールや電話など、学校ごとに定めた方法で実際に連絡を行ってみるなど、災害発生時に生かせる取組となるよう配慮する。

□避難場所を考慮した訓練

- 1) 津波の発生や津波・大津波警報の発表を想定し、従来の校庭ではなく、校舎の3階以上や屋上、近隣の高台等に避難する。（美浜区や中央・花見川・稲毛区の沿岸や河川流域の学校）

《美浜区 海浜打瀬小学校の実践》

・大津波警報が発表されたことを想定し、近隣のマンションと連携をとり、安全確認・連絡誘導等の協力を得ながら、マンションの中・高層階への避難訓練を行った。

- 2) 液状化現象により校庭に避難することが困難である場合を想定した訓練を実施する。

- ①耐震強度が十分であると考えられる体育館へ避難する。
- ②耐震強度が十分であると考えられる校舎内で、特定の場所（特別教室や廊下等）へ避難する。
- ③学校近辺の地盤が安定した場所（公園や駐車場等・・・あらかじめ避難することを連絡した上で）へ避難する。

《美浜区 旧磯辺第一中学校の実践》

・避難時に、校庭が液状化を起こしていることを想定し、体育館前の液状化していないアスファルト部分に避難をした。
・その後、大津波警報が発表されたことを想定し、生徒全員が校舎屋上へ避難した。

□避難訓練の時間や、児童生徒の活動場所を考慮した訓練（ブラインド型の避難訓練）

- 1) 休み時間など、児童生徒の居場所が不特定な状況から避難する。

※あらかじめ訓練の注意点を児童生徒に周知しておくこと。

※教職員の動きを全員で共通理解し、役割を分担するとともに、児童生徒が安全に避難できるように考慮すること。

- 2) 児童生徒の防災意識を高めるため、日頃から短時間でできる避難訓練を実施する。

＜実施例＞

- ・学校内に計画的に教職員を配置し、児童生徒の動きを見守る。
- ・休み時間等に全校放送により、訓練地震の発生を知らせ、安全確保行動をとるよう指示する。
※教室でない場合は、落下物の危険性がある場所から離れる、転倒の危険性のある場所から離れる、身を低くし安全を確保する等を行う。
- ・安全確保行動が終わった段階で体育館に移動し、人員確認を行う。
- ・安全確保行動の状況、避難行動を兼ねた体育館への移動の状況を反省し、次に活かすとともに

第Ⅱ部 地震・津波対策

に、地震は教室で授業を受けているとき以外にも発生する可能性があり、日常の取組が大切であることなどを指導する。

□訓練実施の想定をより厳しくした訓練を実施し、災害に対する実践力を付ける。

＜実施例＞

- ・停電で校内放送等が使えない想定での訓練、校長等の不在を想定した訓練（指揮系統の確認）
児童生徒にけが人が出た想定での訓練等様々な想定での訓練

□地域と連携した避難訓練

1) 近隣の施設や保育所（園）・幼稚園等と連携して訓練を実施する。

《稲毛区 あやめ台小学校の実践》

- ・学校近くの〈いきいきセンター（高齢者健康増進施設）〉と合同で避難訓練を実施した。

《若葉区 坂月小学校の実践》

- ・敷地に隣接する保育所と連携し、避難開始に合わせてお互いが小学校の校庭に避難する訓練を実施した。

《中央区 末広中学校の実践》

- ・大津波警報発表を想定し、高台にある葛城中学校を避難場所とするよう連携を図り、避難訓練を実施した。

2) 通常の避難訓練後、教職員の他に、保護者、育成委員会、セーフティウォッチャー等の協力を得るなどして、通学路の安全確認を行う。

3) 消防署等と連携した地域住民参加型の防災訓練に参加する。初期消火活動や煙体験、AEDの正しい使い方等、災害発生時に役立つ知識を体験を通して身に付ける。

《中央区 葛城中学校の実践》

- ・自治会主催の防災訓練に参加し、避難所運営のボランティア（避難所での名簿づくり）や煙体験、起震車体験などを経験した。

（2）防災教育

□「学校総合防災マニュアル」を効果的に活用する。

1) 校内研修、避難訓練、年度始めの職員会議等で活用し、共通理解を図る。

2) 避難訓練では、初期避難から避難経路の確認、避難上の注意を確認するとともに、津波や液状化現象に対応した避難、保護者への引き渡し等、様々な状況への対応の参考とする。

3) 学校・学年だより等で保護者へ連絡したり協力を仰いだりする場合の、防災の基本的な考え方として活用する。

□各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等学校教育活動全体を通し、防災教育を行う。

1) 自ら危険を回避できるよう、様々な状況のもとでの対処法を考え行動できるようにする。

2) 災害時に、お互いに助け合いながら困難な状況に立ち向かおうとする姿勢や態度を身に付けさせる。

3) 災害を未然に防ぐことの大切さを理解させる。

4) 防災教育を通じて、児童生徒の地域とのかかわりや地域貢献への意識が育つよう配慮する。

□計画的な防災体制を作り上げる。

1) 学校の実態に合わせた防災計画を作成し、教職員の役割分担を明確にするとともに、年度始めに確実に共通理解を図る。

2) 学校安全計画を作成し、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体で安全教育を推進する。

3) 通学路の安全を確保し、危険箇所から安全に避難できるよう、児童生徒の手でハザードマップを作成し、教室に掲示する等により、防災についての意識を高める。

□ 避難訓練を通して、適切な状況判断と冷静な行動を身に付ける。

1) 「訓練は実践のように、実践は訓練のように」

第Ⅱ部 地震・津波対策

3 教職員の研修

◎防災教育の指導力、災害発生時の適応能力、救護処置能力の向上が求められる。

- ・児童生徒へ日頃から防災教育を行い、自ら安全を確保すると共に、お互いに助け合える姿勢を育てるための指導力を身に付ける。
- ・災害が発生した場合は、状況を的確に見極め、児童生徒を安全に避難させるための判断力、対応力を身に付ける。
- ・災害発生時には、状況に応じて被災者の救急処置を施すことができるよう、知識や技能を高める。

□防災に関わる研修の実施

- 1) 校内研修の中に防災や災害発生時の対応を位置付け、計画的に研修を深める。
- 2) 避難訓練においては、目的と役割分担を明確にし、教職員が迅速かつ確に行動できるよう、事前の研修を十分に行う。事後は必ず反省をし、課題を把握し、改善を図る。
- 3) 防災無線の扱い方や携帯連絡メール・ホームページ等の保護者との連絡に関わる研修を行う。
- 4) 消防署などの関係機関と連携し、適応能力を高めるためのより実践的な研修を行う。

□応急救護処置の技能を習得する研修

- 1) 現在行われている「普通救命講習会」や「応急手当普及員講習」を定期的受講し、災害発生時には養護教諭のみならず、他の教職員も適切に応急救護の対応ができるようにする。

(教職員研修例) **自分の学校の災害リスクの共通理解を図る**

～千葉市作成のハザードマップを利用して～

行政区毎に、地震の揺れやすさ、家屋の全壊率、液状化の発生、など様々な視点から、市内各地域のハザードマップが作成されています。これらを利用し、全ての教職員で、各学校の災害リスクについて検討してみることが大切です。

(入手法) CHAINS 全庁フォルダ→総務局→危機管理課
市役所・区役所にもあります。

★視点1 学校が立地しているのは、低地・埋立地・台地？

低地→土地の海拔が低いだけでなく、地下には河川による堆積物等が多く、地盤が軟弱なこともあります。地震の揺れが大きくなる傾向があり、家屋の倒壊率も高くなります。沿岸地域では、津波の被害も想定されます。

埋立地→海や池・沼などを人工的に埋め立てています。地下は砂や泥から構成されることが多く、地震の揺れが大きくなる傾向があり、家屋の倒壊率も高くなります。揺れに伴い、液状化現象が発生し、地面に亀裂や段差、陥没、隆起が生じることがあります。沿岸地域では津波の被害も想定されます。

台地→低地に比較して一段高くなっています。地下は、砂や小石、火山灰などが層をなして堆積しています。低地に比べ、地盤は安定し、地震の揺れも低地に比べると小さくなる場合もあります。

★視点2 学校周辺の環境は？

駅に近い→乗降客の多いターミナル駅などが近い場合、災害による交通遮断により多数の帰宅困難者が集中する場合があります。

木造建築の密集→地震による火災が発生した場合、広範囲に延焼するおそれがあります。

工業地域→地震や津波などの災害により、工場の施設が壊れ、原材料や燃料等が流出、拡散するなどのおそれがあります。

第Ⅱ部 地震・津波対策

4 津波対策について

津波による大きな被害がでた平成23年3月の東日本大震災以来、本市でも津波に対する市民や保護者の不安は高まっています。市の地域防災計画でも、中央区・美浜区・花見川区の沿岸部地域、河川流域などを津波対策地域としています。この地域の学校では、津波被害を想定し、十分な対策を日常から検討・準備しておくことが大切です。

(1) 津波警報の種類や広報について

①津波予報区 気象庁は地震発生後3分を目途に津波予報区ごとに警報等を発表します。

※千葉市の予報区は「東京湾内湾」（富津岬西端以北の東京湾）です。

②発表される津波警報等の種類

津波注意報	津波警報	大津波警報（特別警報）
予想される津波の高さが、高いところで0.2～1m以下の場合で災害の恐れがある場合	予想される津波の高さが、高いところで1m～3m以下の場合	予想される津波の高さが、高いところで3mを超える場合

※平成25年3月7日から、新しい津波警報の運用が開始されました。

③本市における津波警報等の広報について

- ・津波警報等の情報を得た場合、市（区）は、広報車、行政防災無線、サイレン等により市民に警報の発表と高台等への避難を広報します。
- ・「ちばし安全・安心メール」により警報等の発表を広報します。

(2) 津波避難ビルの指定について

①津波避難ビル指定の目的

- ・津波被害の減災手法の一つとして市内東京湾沿岸地域において、津波避難施設（津波避難ビル）の指定を行い、住民及び滞留者の生命の安全確保を一時的に図ることが目的です。

②津波避難ビルに指定されている市立学校一覧（平成27年4月 現在）

美浜区（小） 15	美浜区（中・高校） 11	中央区 6
磯辺小	磯辺中	生浜西小
磯辺第三小	稲毛高校・附属中	寒川小
稲毛第二小	稲浜中	新宿小
稲浜小	打瀬中	蘇我小
幸町小	幸町第一中	登戸小
幸町第三小	幸町第二中	新宿中
高洲小	高洲第一中	
高洲第三小	高洲第二中	花見川区 3
高洲第四小	高浜中	西の谷小
高浜第一小	幕張西中	幕張小
高浜海浜小	真砂中	幕張南小
幕張西小		
真砂西小		稲毛区 1
真砂東小		稲毛小
真砂第五小		

※沿岸にあっても、施設の構造等により津波避難ビルに指定されていない学校もあります。

※学校適正配置等により、指定が変更される場合があります。

※津波避難ビルでの津波避難者への対応については、別途、指示文書参照のこと。

第Ⅱ部 地震・津波対策

(3) 津波対策地域の学校における津波警報等への対応について

①児童生徒在校時に警報・大津波警報が発表された際の避難場所や対応を想定しておく。

	津波避難ビル指定校	津波避難ビル指定校以外
津波注意報	自校で情報収集 校外学習等で海岸や水路近くにいる場合は、ただちに避難する。	
津波警報	自校の3階以上部分 事前に想定した避難場所	事前に想定した避難場所
大津波警報 (特別警報)	自校の3階以上部分 事前に想定した避難場所	事前に想定した避難場所

《美浜区 幸町第三小学校の例》

- ・学校近隣のマンションの管理組合等と協議のうえ、津波警報発表時には、マンションの4階以上の共有部分を児童生徒の避難場所として利用できるようにした。そのための避難訓練を実施している。(Ⅱ-7 実践記録参照)

②津波警報・大津波警報が発表された時の避難場所について事前に保護者に周知する。

- ・学校の想定を保護者にお知らせしておきます。特に、津波警報等により、自校3階等に避難した場合は、警報の解除まで保護者への引き渡しができなくなります。この点の周知も重要です。

③津波警報・大津波警報の発表時に自校の3階以上部分等に児童生徒を避難させた場合、警報の解除まで、児童生徒は学校で待機となります。このような最悪の状況を想定した準備や訓練が重要です。具体的には次のような準備等が必要です。

- ・児童生徒用の水、食糧、防寒対策用品等の備蓄
- ・長時間の学校待機を想定した場合、個別の配慮が必要となる児童生徒への対応策の検討

★★重要ポイント

- ・津波警報への対応の基本は、高台など津波時に孤立しない場所への避難です。津波の予想高や到達時刻を考慮し、避難場所を選択することとなります。
- ・警報等発表時には、市民や近隣の幼稚園・保育所(園)からの避難もあります。児童生徒数の多い学校では、自校の児童生徒が、3階以上に避難する場合にどれくらいの面積が必要か前もって確認しておくことが重要です。
- ・津波避難ビルに指定されていなくても、非常時に市民が避難してくることが考えられます。
- ・高台等、自校以外の場所を想定する場合は、全校の児童生徒でどのくらいの時間で移動が可能か十分検証しておかなければなりません。
- ・津波警報時等に児童生徒の避難場所として民間施設等を利用する場合、事前に十分協議するとともに合意内容を文書(協定書)にし、引き継いでいくことが大切です。

《実践の記録・・・地域と連携した避難訓練〈幸町第三小学校の取組〉》

1 幸町第三小学校の規模

・児童数 810 人（男子 408 人、女子 402 名） 学級数 24

2 地域との連携の必要性と実践内容

校舎は、管理棟、低学年棟は2階建て、中・高学年棟は3階建てで屋上はない。児童数が多いため、津波対策としての校舎上階への避難が難しい。そこで、近隣のマンション理事会（ガーデンタウン）に避難場所としての使用許可をいただく等の協力を得て、23年度から津波避難訓練を実施している。

3 避難訓練の実際

(1) 目的

津波を想定した避難訓練を地域のマンション理事会と連携して実施することにより、緊急時における避難方法や避難経路、避難場所を確認するとともに、状況に応じた適切な行動がとれるようにする。

(2) 実施内容（津波避難の場合）

① 想定

地震による大津波警報発表に伴い、安全を確保するため近隣の高層マンションに避難する。

② 避難場所（ガーデンタウン6箇所）

※右図参照

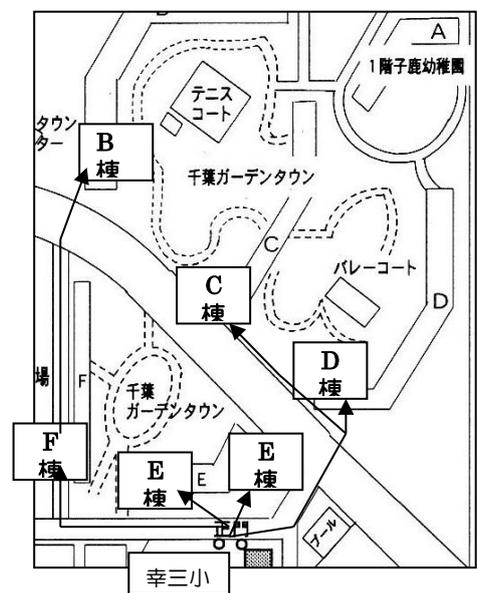
③ 児童の感想

（3年）家族で話し合い、避難するときに必要なものを用意したり、どこに逃げるか地図に書いたりしていこうと思う。

（6年）避難には、人と人が協力しなければならないことが分かった。ガーデンタウンの方に感謝したい。津波警報がでたら、落ち着いてすばやく高い場所に行くことや、避難場所へ行くときは、周りの状況や車に気を付けることも大事だということも分かった。

(3) 成果

- ・ 地域と連携した津波からの避難訓練を行うことにより、自分の身は自分で守る意識が高まるとともに、避難訓練に協力してくれた地域の方々への感謝が、多くの児童から聞かれた。
- ・ 学校外に避難することで、避難時の交通事故にも気を付ける等、広い視点から安全な避難を考えることができるようになった。
- ・ 地域との連携を通し、教職員一人一人の安全への意識が一層高まり、防災に限らず、日常生活における安全指導の重要性についても共通理解を深めることができた。
- ・ 学校の避難訓練を地域住民が参観し、訓練の実施状況から、成果や課題を話し合うことにより、学校と地域が一体となった避難方法の検討や改善につながった。



らせん階段を使っての避難

第Ⅱ部 地震・津波対策

第2節 大規模地震時の初期対応

1 児童生徒在校中に地震が発生した場合の対応

(1) 学習中（部活動中を含む）に地震が発生した場合

	地震発生	
	児童生徒	教職員
安全確保	<p>《安全確保行動をとる》</p> <ul style="list-style-type: none"> □机の下にもぐり、落下物から身を守る。 □慌てて外に飛び出さない。窓や窓際から離れる。 □廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央に伏せ、ガラス等から身を守る。 □体育館では、なるべく中央に避難する。 □グラウンドにいるときは、落下物を避けるため、速やかに校舎等から離れ、グラウンド中央に避難する。 <p>〈大きな揺れが収まったら〉</p> <ul style="list-style-type: none"> □教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 	<p>《安全確保行動指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> □落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るよう指示する。 <p style="text-align: center;">的確な指示をする</p> <p style="text-align: center;">「頭部を保護しなさい」 「机の下にもぐりなさい」 「机の脚を対角線上に持ちなさい」</p> <ul style="list-style-type: none"> □出口の確保に努める。（教室の扉をあける） □使用している火気は消火する。 〈大きな揺れが収まったら〉 □ストーブ、ガスコンロ等の火を消す。 □電源を切り、ガスの元栓を閉める。 □化学薬品等危険が予測される要素を排除する。
避難誘導	<p>《避難行動をとる》</p> <ul style="list-style-type: none"> □防災頭巾等で頭部を守る。 □避難の途中で教室等に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。 □ガラスの破片でけがをしないように注意する。 <p>□教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</p> <p>□防寒に努め、冬季は特に避難する際の服装に気をつける。</p> <p style="text-align: center;">「おさない」 「かけない」 「しゃべらない」 「もどらない」</p> <p>《避難場所に集合する》</p> <ul style="list-style-type: none"> □落ち着いて整列し、点呼を待つ。 □校内に残された者がいないか、負傷者がいないか、周囲を確認する。 	<p>《避難指示》</p> <ul style="list-style-type: none"> □児童生徒の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル、防災無線機等を携帯し、児童生徒を安全な場所に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室等の普通教室以外の場所にいる児童生徒の所在に十分留意する。 □火災が発生した場合、火災場所及びその上層階の生徒の避難を優先する。 □落下物に注意し、防災頭巾等で頭部を保護するよう指示する。また、寒さに対する配慮をする。 □児童生徒の不安の緩和に努める。 □避難の際に援助を要する者への対応には十分注意する。（事前に方法を決めておく） <p style="text-align: center;">的確な指示をする</p> <p style="text-align: center;">「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」</p> <ul style="list-style-type: none"> □点呼し、人員を確認。負傷者の有無を確認。 <p>《安否確認》</p> <ul style="list-style-type: none"> □避難後、児童生徒の安否を確認し、報告する。 担任→学年主任→教頭→校長 □安全確認した児童生徒は名簿等によりチェックする。

第Ⅱ部 地震・津波対策

○避難完了後の動き

学校防災対策本部各班の動き	
総括班	<ul style="list-style-type: none"> □被害状況を把握する。 □役割分担に従って行動を指示する。 □児童生徒の保護や下校方法について検討する。 □二次避難の必要性について検討する。 □市教委に被害状況を報告する。(第Ⅴ部参照)
避難誘導 安全確認班	<ul style="list-style-type: none"> □消火・安全点検班、救急・救出医療班と連携し、二次災害の危険がない場合、行方不明者の捜索、救出活動を行う。 □建物被害や備品等の転倒に巻き込まれた者の救出にあたる。(二次災害に注意) □避難完了後に大津波警報が発表された場合や、液状化現象、土砂崩れ等の危険がある場合には、適切な場所に二次避難を行う。
消火・安全 点検班	<ul style="list-style-type: none"> □出火を確認したら直ちに初期消火にあたり、延焼を最小限に食い止める。 □理科室の薬品類は発火等の危険が大きいため、特に注意する。 □校内の被害状況の点検と安全確認、ライフライン等の確認を行う。 □地震発生等の場合は、校内や学校近隣、通学路の安全点検を行う。 □校舎や校庭等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の張り紙やロープを張るなど、二次災害を防ぐ。
救急・ 救出医療班	<ul style="list-style-type: none"> □救出救急医療班を編成し、応急処置にあたり、地域医療救護拠点や医療機関と連携を図り、重傷者の搬送を行う。 □避難誘導・安否確認班と連絡をとり、負傷した児童生徒・教職員や校内に運び込まれた負傷者の保護に努める。
避難所支援 班	<ul style="list-style-type: none"> □学校が避難所になった場合、学校が避難所として円滑に運営されるよう、避難所担当職員や避難所運営委員会と協力しながら支援にあたる。



第Ⅱ部 地震・津波対策

(2) 校外学習中に地震が発生した場合

《事前調査で行うこと》

※ 事前調査（下見）を行う際に、危険箇所、地域の特徴、医療機関等の確認を必ず行う。

- ・ 児童生徒の活動場所がけや、倒壊しやすい家屋、ブロック塀等はないか。
- ・ 津波被害、液状化現象が起きやすい等の特徴はないか。
- ・ 近隣に医療機関はあるか。
- ・ 避難場所に指定されている場所はどこか。

※ 現地で起きた自然災害や事故等についてあらかじめ調べておくことも重要です。



	児童生徒	教職員
安全確保	<input type="checkbox"/> 看板、家屋の外壁からの落下物・転倒物・高層ビルの窓ガラスの飛散から身を守る。 <input type="checkbox"/> 古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、倒れた電柱、垂れ下った電線には近付かない。 <input type="checkbox"/> 海岸周辺、河川流域、橋の上にいる場合等には、津波の恐れがあるため、高台など安全な場所へ迅速に避難する。 <input type="checkbox"/> 山間部にいる場合は、山崩れやがけ崩れ、落石が起こる可能性があるため、迅速に安全な場所に避難する。 <input type="checkbox"/> 電車・バス等に乗車中の場合や施設内では、係員の指示に従って行動する。	
避難誘導	<input type="checkbox"/> 落下物から身を守るなど、安全確保を図る。 <input type="checkbox"/> 教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。 <input type="checkbox"/> 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。	<input type="checkbox"/> 最寄りの避難場所など、安全な場所に避難誘導し、児童生徒の状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 負傷者の有無を確認する。 <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の緩和に努める。 <input type="checkbox"/> 避難の際に援助を要する者への対応には十分配慮する。 <input type="checkbox"/> 学校に被害状況・安否状況を報告する。
救出活動 応急処置	<input type="checkbox"/> 負傷者が発生した場合には、応急救護にあたるとともに、必要に応じて119番通報し、医療機関への搬送を行う。	

○連絡体制の確立

	現地で行うこと	学校で行うこと
災害対策本部 設置 情報収集 伝達	<input type="checkbox"/> 管理職は現地の状況を踏まえ、指揮をとり、引率職員は管理職の指示のもと対応にあたる。 <input type="checkbox"/> 現地の教職員は、携帯電話等で学校に連絡し状況を報告する。 <input type="checkbox"/> 状況によっては、現地の行政機関・消防機関等に状況を伝える。 <input type="checkbox"/> 学校への帰路の状況把握に努め、安全に帰校するための対策を図る。	<input type="checkbox"/> 学校は、携帯電話等により現地における被害状況の把握に努める。 <input type="checkbox"/> 状況によっては、現地に救助・応援のため教職員を派遣する。 <input type="checkbox"/> 保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 現地から学校への帰路の状況把握に努め、安全に帰校するための対策を図る。

第Ⅱ部 地震・津波対策

○高校の場合

現地で行うこと	学校で行うこと
<p>(小・中学校の対応方法と基本的には同様)</p> <p>□原則として、即時行事を取りやめ、生徒の安全確認をした上で帰校する。</p> <p>□宿泊を伴う校外活動時(修学旅行等)の場合は、引率責任者の指示に従い、速やかに学校に連絡する。</p> <p>□引率責任者は、その地域の官公署等と連絡を取り、地域の対策本部の指示に従う。</p>	<p>(小・中学校の対応方法と基本的には同様)</p> <p>□被害や生徒の状況等現地本部と密に連絡をとる。</p> <p>□保護者にはできるだけ詳しい現地の情報を正確に伝える。</p> <p>□現地から直接帰宅する場合は、家庭との連絡と引き渡しを行う。</p>

○特別支援学校の場合

現地で行うこと	学校で行うこと
<p>□原則として、即時帰校する。帰校後、児童生徒等の措置は在校時と同様にする。</p> <p>□宿泊を伴う校外活動時(修学旅行・社会見学等)の場合は、引率責任者の指示に従い、速やかに学校に連絡する。</p> <p>□宿泊を伴わない校外活動時(日帰り遠足、社会見学等)の場合は、引率責任者の指示に従い速やかに学校に連絡し、原則として即時帰校する。ただし、交通機関の通行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの学校等安全な場所に避難するなど適宜措置をとる。この場合も速やかに学校に連絡する。</p> <p>□活動中の施設(屋内外)の被害状況及び当該施設長の指示等により避難させるかどうか判断する。</p>	<p>□被害状況、児童生徒の状況等、現地と連絡をとる。校長は事後の動きを指示し家庭へ連絡する。</p> <p>□保護者にできる限り詳しい現地の情報を伝える。</p> <p>□現地から直接帰宅の場合、家庭への連絡と引き渡しを行う。</p>

第Ⅱ部 地震・津波対策

(3) 登下校中に地震が発生した場合



	児童生徒	教職員
安全確保・避難	<input type="checkbox"/> 看板、家屋の外壁、高いビルの窓ガラスなど落下物から身を守る。 <input type="checkbox"/> 登下校中に地震が発生した場合には、原則として、学校に向かう（戻る）こととする。 <input type="checkbox"/> 登下校中でも、学校よりも明らかに自宅に近い場合や、途中で他の学校・公民館等の避難場所がある場合などは、学校ではなく自宅や避難場所に避難する。 <input type="checkbox"/> バス、電車等に乗っているときは、運転手・駅員等の指示に従う。 <input type="checkbox"/> 地震発生時や直後には危険な場所には近づかない。 ●古い建物や建設中の建物、ブロック塀、石塀、自動販売機、地割れした道路、狭い道路、倒れた電柱、垂れ下がった電線、火災現場には近づかない。 ●崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。 <input type="checkbox"/> 流言等の不確かな情報に惑わされず、落ち着いて行動する。 <input type="checkbox"/> 余震を想定して行動する。	<input type="checkbox"/> 揺れが収まった後に、通学路の安全と児童生徒の避難状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 登校や下校後に避難のため引き返してくる児童生徒に備え、受け入れの準備を行う。 ※避難誘導・安否確認班や消火・安全点検班など学校防災対策本部の組織を利用し、組織的に実施する。 <input type="checkbox"/> 教職員は事前の計画により通学路に立ち、登下校中の児童生徒の安全を確認する。 <input type="checkbox"/> 学校内に受け入れた後、登校していない児童生徒についての確認を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭連絡や保護者連絡を行う。 ・ 避難場所の確認をする。 <input type="checkbox"/> 児童生徒全員の安否状況を確認する。 <input type="checkbox"/> 状況により、保護者への引き渡しを行うかどうか検討する。 <input type="checkbox"/> 余震が起こることを想定して行動する。
安全確保・避難	<input type="checkbox"/> 高等学校の場合 （小・中学校の対応方法と基本的には同様） <input type="checkbox"/> 徒歩・自転車通学生徒は、速やかに身の安全を確保して、最寄りの避難所へ避難する。 <input type="checkbox"/> 公共交通機関利用生徒は、車内放送等をよく聞き、乗務員の指示に従って落ち着いて行動し、最寄りの避難所へ避難する。 <input type="checkbox"/> 生徒は、避難所等へ避難した場合は、家庭及び学校へ居場所等を連絡する。 <input type="checkbox"/> 教職員は、できる限りの手段で家庭と連絡を取り、生徒の安否確認等、情報収集に努める。	
安全確保・避難	<input type="checkbox"/> 特別支援学校の場合 <input type="checkbox"/> 徒歩通学児童生徒等の通学経路を確認の上、在校教職員は家庭との連絡及びエリアごとに手分けして救援活動及び安否確認を行う。 <input type="checkbox"/> 通学経路により、交通機関の情報収集の上、家庭へ連絡する。 <input type="checkbox"/> スクールバスへ緊急連絡し、原則帰校させる。 <input type="checkbox"/> 原則、登校途中の場合はそのまま登校、下校途中の場合は帰校させる。 <input type="checkbox"/> 自家用車使用者には、携帯電話により緊急連絡し、状況把握と安全確保を行う。 <input type="checkbox"/> ライトポート、教育相談学級の場合 ※上記、特別支援学校の対応に準ずる。	

(4) 下校後から翌朝までの間に地震が発生した場合

児童生徒の下校後から翌日午前7時までの間に、市域で震度5弱以上の地震が発生した場合は自宅待機とする。解除の連絡は、校内および学区の安全を確認した後、学校ごとに保護者へ行う。

第Ⅱ部 地震・津波対策

2 児童生徒の下校判断、保護や引き渡し

情報収集

≪判断のもとになる情報の収集と児童生徒の保護基準等≫

①発生した災害の状況を把握する（地震であれば震度情報等）

情報源：ラジオ・防災無線・インターネット・テレビ・CHAINS等

基準等：市域に震度5弱以上の地震が発生した場合

②児童生徒の心理的動揺の状況を把握する

情報源：校長が、直接児童生徒の状況を把握する。担任や養護教諭等から状況報告を受ける

基準等：心理的動揺が大きいと判断する場合

③学区や通学路の状況を把握する

情報源：教職員2名程度を単位に、地域別に通学路等の安全点検を実施。その報告を受ける

基準等：周辺の建物に崩落、通学路に陥没、隆起、亀裂等が発生し、下校は危険と判断される場合

④保護者の帰宅に関する情報を把握する

情報源：ラジオ・テレビ・インターネット等、駅に近い学校では、駅への直接照会も必要

基準等：広域で交通網が遮断状態にあり、保護者の帰宅困難が予想される場合

⑤津波に関する情報を把握する（美浜区や中央区・花見川区・稲毛区の沿岸地域等）

情報源：ラジオ・テレビ・インターネット、防災無線・市の広報車等

基準等：東京湾内湾に「津波警報」「大津波警報」が発表された場合

検討

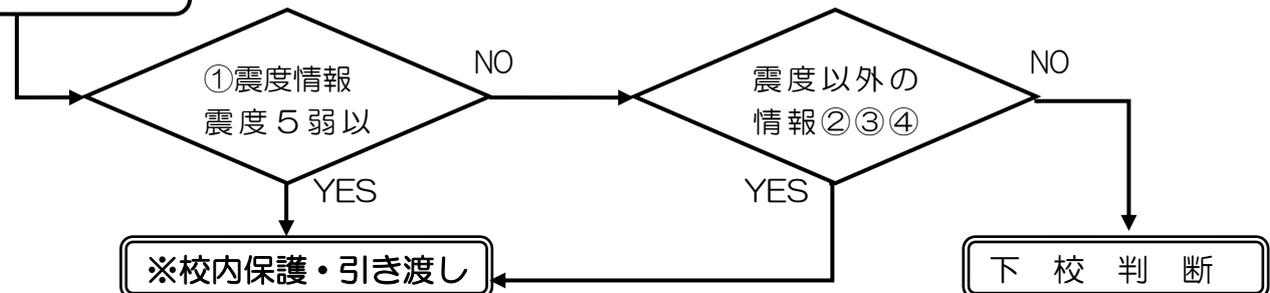
★ 学校は、①～⑤の情報をもとに、児童生徒の保護・下校等について判断します。

★ 震度の情報は保護者にとって最もわかりやすい指標です。例えば、保護者が、市外の職場にいても、市域で震度5弱以上の地震が発生したことが分かれば、学校で児童生徒を保護していると判断でき、不要な混乱を防ぐことができます。

★ 震度情報だけで児童の保護や下校を判断するのは危険です。震度4以下の地震が短時間に連続して発生し、児童生徒の不安が大きい場合や都内で災害が発生し、交通機関が遮断されている場合などは、保護者が帰宅困難となるおそれがあり、下校後の児童生徒の安全が保障されません。このような場合も、児童を校内保護・保護者への引き渡しを検討すべきです。

★ 同じ中学校区の小学校で判断が大きく違うということは、保護者の混乱につながります。非常時を想定し、事前に判断基準について確認しておくとともに、災害時にも近隣校で連絡を取り合うことが適切な判断につながります。

判断



★★重要ポイント

※小学校では原則、校内保護・引き渡し。

※中・高・特別支援学校は、あらかじめ保護者と相談した方法で下校させる。

※いずれも事前に保護者に周知が必要。

第Ⅱ部 地震・津波対策

☆☆児童生徒の保護や下校の判断についてのQ&A

Q 震度5弱以上を判断の基準にした理由は
どうしてですか？

A 東日本大震災では、市域で震度5強（中央・美浜・花見川・若葉区）震度5弱（稲毛・緑区）でした。この記録を一つの基準とし、小学生の発達段階を考慮し、震度5弱を判断の基準にしました。

また、防災行政無線による自動警報システムが、震度5弱以上の地震で作動することも参考としました。

Q 災害後に通学路の安全点検をするのは、
どんな根拠があるのですか？

A 学校保健安全法27条に、「・・・児童生徒に対する通学を含めた学校生活・・・における安全に関する事項について計画し、これを実施しなければならない。」とあります。

Q 市は、津波警報や大津波警報の情報をど
のように学校や市民に伝えるのですか？

A ラジオやテレビ、インターネットでも得られますが、千葉市の防災計画では、広報車、サイレン、防災行政無線、「ちばし安全・安心メール」等により、津波警報や大津波警報の発表を市民に知らせることとしています。

Q 東日本大震災では千葉市に、津波は到達
したのですか？

A 震災当日の15：30に東京湾内湾（富津岬より北側の東京湾）に津波警報が発表され、16：34に78cmの第1波が到達しています。最大は93cmを記録しています。

Q 近隣の保育所や幼稚園とも連携すべき
ですか？

A 子どもの引き取りについて考えると、学校だけでなく、幼稚園や保育所で兄弟や姉妹の引き取りをすることも考えられます。

保育所や幼稚園とも日常的に連携し、非常時の下校について話し合っておく必要があります。

Q 児童を保護し、引き渡しを実施する時に
子どもルームの児童はどうするのですか？

A 児童生徒の在校中に災害が発生し、校内保護、保護者へ引き渡しとなった場合は、学校の責任で保護者に引き渡します。

発災の段階で、子どもルームにすでに行っている児童は、子どもルームの責任で保護者に引き渡すことが原則です。

ふだんから教職員と子どもルーム指導員の連携を強化し、非常時の対応について相談しておいてください。特に学校外に施設がある子どもルームとの連携は重要です。

Q 大地震が来て、停電になったら震度情報
などは得られないのではないですか？

A 確かに停電になったら、ラジオ・携帯からのインターネット閲覧・防災無線・市の広報車等しか情報を得る手段はありません。

今回の東日本大震災でもラジオが活躍しています。ラジオをすぐ使えるように準備しておきましょう。千葉市に関する情報は、ベイFMからも得られます。

下校判断

○通常の下校 を判断した場合

★重要ポイント（共通）

- ・下校時に、下校中や帰宅後の安全指導をしてから下校させます。
- ・児童生徒がきちんと帰宅したかの確認連絡が重要です。

★小学校・中学校の指導ポイント

- ・同じ方面の児童生徒でなるべく複数で下校させる。
- ・災害の後であるので、通学路の異常（崩落、陥没、隆起等）に十分注意させる。
- ・危険地域（崖、河川、池、港湾地域など）に近づかないようにさせる。
- ・保護者等が通常どおり帰宅できない場合、学校に連絡させる。

★★ 高等学校の指導ポイント

- ・生徒個々の帰宅経路（徒歩、自転車、バス電車等）所要時間、同伴者等を確認の上、下校させる。
- ・帰宅困難な生徒については、家庭に連絡し、迎えを要請する。その間生徒は待機させる。
- ・家庭と連絡がとれない場合、帰宅に危険が伴うと判断する場合、遠方からの通学者は、無理に帰宅させず、校内で保護する。場合によっては、宿泊させる。その際は、十分な水や食糧等を備蓄しておく。

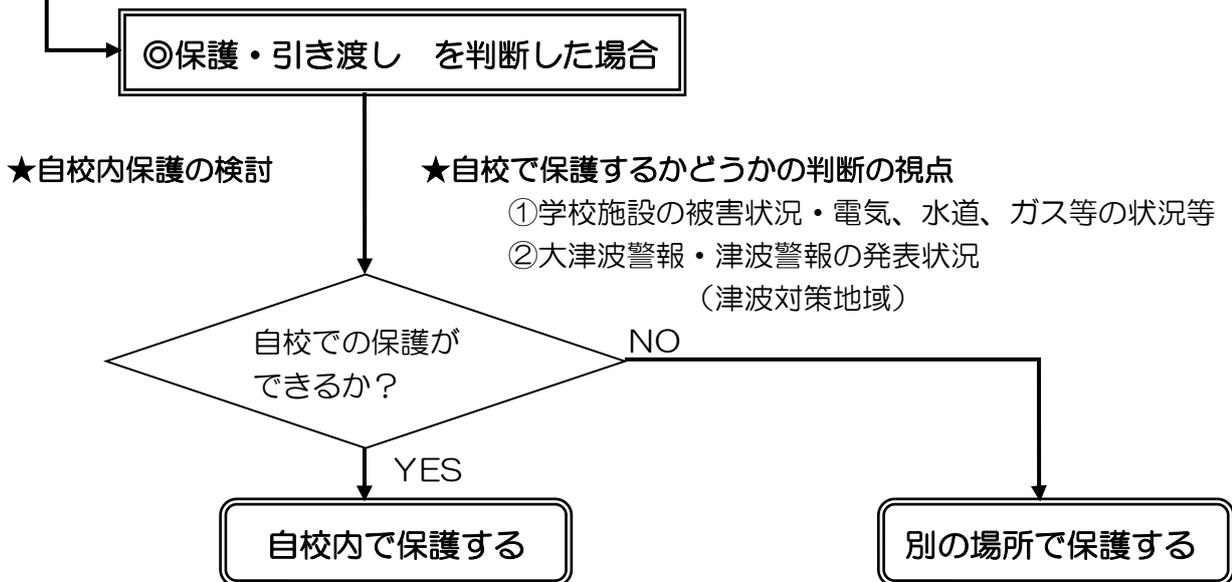
★★★特別支援学校・学級の指導ポイント

- ・自力通学者→高等学校に準ずる。帰宅後、学校か担任に連絡させる。
- ・スクールバス通学者→介助員だけでなく、教員数名が添乗し、保護者に直接引き渡す。保護者がバス停にいない場合は帰校し、校内で保護する。
- ・日中一時支援→施設と連絡し、対応を確認する。

◇集団下校 を判断した場合

★重要ポイント

- ・通学路の安全確認が前提です。危険箇所があれば、集団下校の中止・経路変更等の措置を考える必要があります。
- ・複数の教職員で引率のうえ、地域別等に下校させます。
- ・子どもルームの児童については、指導員と連携した後、集団でルームに引率します。
- ・児童生徒名簿（地域別があればなおよい）等をもとに、下校を確認します。保護者等に直接引き渡すことが原則です。
- ・自宅に保護者等がない場合、帰宅後、児童生徒が一人になる可能性があり、危険ですので、学校に引率して保護します。なお、扉等に学校で児童生徒を預かっている旨を張り紙等で保護者に知らせておくことも必要です。



★★自校内保護の留意事項

- ① 引き続き、災害の状況や警報等の発表状況、交通機関の状況等について情報の収集を続けます。
- ② 津波警報や大津波警報が発表されている場合は、体育館・校庭でなく、3階以上の場所で保護します。
- ③ 保護者の帰宅困難等により、児童生徒の保護が長時間に及ぶ場合、児童生徒の健康面に留意するとともに、不安が大きくなるような精神面にも留意します。
また、このようなケースに備え、帰宅困難児童生徒用備蓄の整備について、検討し、準備しておくことが重要です。
- ④ 児童生徒の保護者への連絡は継続して行います。

★★自校外での保護の留意事項

- ① 火災等による延焼で校内保護ができない場合は、被害を防げる広域避難場所等に避難します。
- ② 津波警報等により、校外に二次避難する場合は、高台、津波避難ビル等が考えられます。どこに避難するかあらかじめ検討しておくことが大切です。
近隣のビル等への避難については、管理者等との事前協議が必要です。
- ③ ラジオ等の情報収集手段、防災無線、拡声器等の情報伝達手段、引き渡し名簿等の携行が必要です。
- ④ 保護者が学校に児童生徒を引き取りに来ることも考えられます。学校にその旨の掲示をする等の配慮が求められます。

※児童生徒の下校判断後の対応ポイント

- ① 学校の対応を保護者にどのように伝えるかが重要です。
 - ・事前に想定し、保護者に周知しておくこと
 - ・実際の対応を可能な限りの方法で保護者に伝えること
- ② 近隣の保育所(園)・幼稚園・子どもルームに学校の対応をきちんと連絡することが重要です。

第Ⅱ部 地震・津波対策

★児童生徒の引き渡しについて

《事前の準備》

- 児童生徒を確実に保護者等に引き渡すために、「引き渡しカード」を作成しましょう。
年度始めに保護者に依頼し、確実に集約しておくことが大切です。
- 引き渡し一覧表(※)を作成しておくことで確実に効率よく引き渡しができます。
- 児童生徒の引き取り者については、両親や祖父母などが想定されますが、中学生や高校生等未成年の兄弟姉妹による引き取りや保護者から依頼を受けた第三者(別の保護者等)の引き取りを可とするかが課題となります。この点については事前に十分な検討をし、保護者にカードの作成を依頼します。また、この点については、近隣の小中学校や子どもルームとあらかじめ相談しておくことも必要です。

引き渡しの手順(小学校を例に)

- 避難完了・人員点呼(安否確認)
- 被害や負傷者の有無について確認 → 市教委・区災害対策本部へ被害状況等の報告
- ↓
- 連絡事項や配布物等を確認し、下校の安全指導を行う。
- ↓
- 学級単位等での引き渡しの開始
名簿と引き渡しカードを照合し、確実に保護者等に引き渡す。
引き渡し者一覧表を使って、確実に保護者等に引き渡す。
- ↓
- 保護者の帰宅困難等で、引き渡しが遅れている児童に配慮する。
引き渡しが遅れている児童を一箇所に集める。
↓ ※この間、引き続き保護者に対し、連絡を継続してください。
- 保護が長期化する場合は、健康管理に十分留意する。
- 体調の悪い児童生徒は、別室で休養させる。

※ 児童引き渡し 一覧表について

児童引き渡しカード(個票)の作成を保護者に依頼しますが、引き渡し時に個票のままでは、手際良く引き渡しができない場合があります。そこで、カードから、一覧表を作成し、非常時の持ち出し書類(出席簿等)とともに準備しておくことで便利です。

《児童引き渡し一覧表の例》

千葉市立〇〇小学校 〇年〇組 担任 〇〇〇〇

	児童名	引き渡し者	住所	続柄	連絡先	引き取り完了	確認	兄弟姉妹
1	〇山〇夫	1 〇山〇子	千葉市中央区・・	母	090-・・・	9/29 19:50	〇〇	1-2 〇子 3-1 ■一郎
		2 〇山△男	千葉市中央区・・	父	03-・・・			
		3 ☆川★子	千葉市中央区・・	祖母	043-・・・			
2	●本●子	1 ●本花子	千葉市中央区・・・	母	043-・・・			
		2 ●本太郎	千葉市中央区・・・	父	090-・・・			
		3 □崎元気	千葉市稲毛区・・・	伯父	043-・・・			
3	■川〇代	1 ■川大輔	千葉市中央区	父	090-・・・			

- ・引き渡し者を住所や電話番号で確認することが重要です。
- ・児童を「いつ」「だれに」引き渡したかを記録しておきます。

第Ⅱ部 地震・津波対策

第3節 東海地震への対応

東海地震は、その発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明しており、前兆現象を捉えるための観測・監視体制が震源域真上に整備されていることから、現在日本で唯一予知できる可能性があると考えられている地震です。その予知のために24時間体制で前兆現象の監視を行っています。前兆現象と思われるデータが観測された場合、判定会議が開かれ、東海地震に関連する情報が発信されます。

1 東海地震に関する情報について

東海地震に関する情報

気象庁が発表する情報は3種類。それによって市や学校の対応も異なります。

■東海地震に関連する調査情報

観測データに異常があった場合、変化や原因について調査し、その状況を発表。
→特に防災体制は必要ないが、テレビやラジオの情報に注意！

■■東海地震注意情報

東海地震の前兆である可能性が高まった場合に発表。
→必要に応じ、児童生徒の安全確保対策が必要。
→救急や消防、医療関係機関の派遣準備

■■■東海地震予知情報・警戒宣言

東海地震が発生するおそれがあると認められ、首相が「警戒宣言」を発表した場合に発表。
→地震災害警戒本部が設置される
→危険地域からの避難や交通規制の実施等が行われる
→千葉市の防災計画に従って行動する。

2 情報の伝達

■東海地震に関連する調査情報の伝達

・テレビ・ラジオ等による伝達で、気象庁や県・市等からの情報伝達はありません。

■■東海地震注意情報の伝達

・情報伝達系統は次の通りです。

気象庁 → 千葉県 → 千葉市 → 千葉市教育委員会 ⇔ 学校

- ・学校への連絡手段は、固定電話、地域防災無線等によります。
- ・休日夜間等勤務時間外は、電話、メール等により直接校長に伝達します。
- ・次の情報に注視するよう児童生徒、保護者に伝達することが大切ですが、無用の混乱を招く事のないような留意が必要です。

■■■東海地震予知情報・警戒宣言発表の伝達

・情報伝達系統は次の通りです。

気象庁 → 千葉県 → 千葉市 → 千葉市教育委員会 ⇔ 学校

- ・学校への連絡手段は、固定電話、地域防災無線等によります。
- ・休日や勤務時間外は、電話、メール等により直接校長に伝達します。
- ・警戒宣言が発表された場合は、児童生徒を所定の方法で下校させることとなります。保護者への連絡や事前周知が必要です。

第Ⅱ部 地震・津波対策

3 東海地震に関連する情報発表時の学校の対応

(1) 児童生徒の在校時に情報が発表された場合

発表された情報の種類	教育委員会の対応	学校の対応(例) 主として小中学校
■東海地震に関連する調査情報	○情報の収集 ○注意情報発表への準備	○情報の収集
■■東海地震注意情報	○第2配備体制の構築 ○注意情報の発表を各学校に伝達(電話、FAX、電子メール、地域防災無線) ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整	○情報の収集 ○注意情報発表後も、原則として平常の教育活動を継続する ○下校時に注意情報の発表や地震発生に備えた指導、地震後の授業再開等について十分指導する ○原則として通常どおり下校させる ○予知情報・警戒宣言発表に備える
■■■東海地震予知情報・警戒宣言	○第3配備体制の構築 ○予知情報・警戒宣言の発表を各学校に伝達(電話、FAX、電子メール、地域防災無線) ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整 ○警戒宣言解除の場合、休校措置解除の検討と各学校への連絡	○情報の収集 ○ただちに授業等を中止する ○児童生徒・教職員・来校者に対して、予知情報・警戒宣言発表を伝達する ○警戒宣言発表中、学校は休校となること、再開については連絡する事を保護者に伝える ○児童生徒の下校の方法について、必要事項を保護者に連絡する(Ⅱ-20※1) ○計画に従って児童生徒を帰宅させる ○留守家庭児童生徒は校内保護する ○児童生徒の帰宅後、施設設備の点検、地震被害軽減措置を講じる(Ⅱ-20※2) ○児童生徒の校内保護の準備をする(Ⅱ-20※3) ○学校がとった措置について教育委員会に報告する

★高等学校では・・・

■■東海地震注意情報発表時

- ・情報の収集
- ・原則として平常授業、終業後、完全下校
- ・下校指導(情報の周知、地震発生に備えた対応等について)
- ・保護者への連絡(QRコード・HP・文書等)

■■■東海地震予知情報、警戒宣言発表時

- ・情報の収集
- ・授業はただちに中断、生徒への情報伝達
- ・生徒の下校方法や所要時間の確認
- ・交通網の運行状況の確認(最寄駅等への対応)
- ・各学校の指示に従って下校(状況によっては学校待機)

★特別支援学校・学級等では・・・

■■東海地震注意情報発表時

- ・小・中学校に準ずる。
- ・その後の学校の対応について保護者に連絡する。

■■■東海地震予知情報、警戒宣言発表時

- ・小・中学校に準ずる。
- ・保護者に直接引き渡す。迎えがあるまで校内で保護する。
- ※スクールバスは運行中止
- ※日中一時支援は送迎中止

第Ⅱ部 地震・津波対策

(2) 休日や勤務時間外に情報が発表された場合

発表された情報の種類	教育委員会の対応	学校の対応（例）
■ 東海地震に関連する調査情報	○情報の収集 ○注意情報発表への準備	○情報の収集
■■ 東海地震注意情報	○第2配備体制の構築 ○注意情報の発表を校長に伝達（電話、メール） ○市災害警戒本部・各校長との連絡調整	○管理職等は警戒体制をとる。（P8 参照） ○情報の収集 ○保護者等からの問い合わせへの対応（注意情報発表期間中は原則、通常日課） ○予知情報・警戒宣言発表に備える
■■■ 東海地震予知情報・警戒宣言	○第3配備体制の構築 ○予知情報・警戒宣言の発表校長に伝達（電話、メール） ○市災害警戒本部・各学校との連絡調整 ○警戒宣言解除の場合、休校措置解除の検討と各学校への連絡	○管理職等は、職場参集する。（P8 参照） ○情報の収集 ○保護者等からの問い合わせへの対応（警戒宣言発表中は、市内全校休校） ○地震発生に備え、被害軽減措置や避難所開設準備をする（※2） ○学校がとった措置について教育委員会に報告する

★★重要なポイント

※1 東海地震注意情報や予知情報・警戒宣言発表時の児童生徒の下校方法については、あらかじめ近隣の小中学校・保育所・幼稚園等で検討し、保護者に伝えておく必要があります。

※2 予知情報・警戒宣言発表後は、地震の発生が想定されます。

引き続き学校が避難所となることも想定されます。次の項目を参考に被害軽減措置や避難所開設準備をしましょう。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 避難経路や非常口の点検・確保 | <input type="checkbox"/> 設備・備品の転倒防止、落下防止 |
| <input type="checkbox"/> 放送設備やハンドマイク、防災無線の点検 | <input type="checkbox"/> ガス器具等の出火防止 |
| <input type="checkbox"/> 理科室薬品等危険物の安全措置 | <input type="checkbox"/> 緊急貯水・飲料水の確保 |
| <input type="checkbox"/> 施設設備の点検 | <input type="checkbox"/> ライフラインの確認 |
| <input type="checkbox"/> 情報収集・伝達手段の確保 | |

※3 保護者引き渡しまで児童生徒を校内に保護することが想定されます。次の項目を参考に、準備を進めましょう。

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 食料や飲料水・毛布の確保 | <input type="checkbox"/> 児童生徒の保護に対応する教職員の配置 |
| <input type="checkbox"/> 保護者との連絡手段の検討 | <input type="checkbox"/> 児童生徒の不安の解消 |

(3) 学校の対応についての報告

東海地震に関連する情報のうち、注意情報、予知情報・警戒宣言に基づく各学校の措置について報告が必要です。（第Ⅴ部 参照）FAX、CHAINSメール等で報告します。